

令和7年3月13日

第3回埼玉県消防広域化推進委員会の傍聴を希望される方へ

危機管理防災部 消防課
消防広域担当
048-830-8171

1 傍聴の手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、3月17日（月）正午までに、事務局までに申し込みをしてください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 傍聴者は、開催時刻になりましたら別途案内される傍聴用URLから傍聴してください。
- (4) インターネット回線や視聴に必要な設備等をご自身で準備してください。
なお、傍聴に当たり、次のセキュリティ要件を満たす必要があります。
ア 使用する端末のOSやアプリケーションソフトは、メーカーのサポート期間内であること。
イ 使用するインターネット回線は、本人もしくは所属する組織が管理するものとし、フリーWi-Fiは使用しないこと。
ウ パソコンを使用する場合は、必ずウイルス対策ソフトを導入し、最新の定義であること。

2 傍聴する際に守っていただく事項

次の事項を必ず守ってくださるようお願いいたします。

- (1) 傍聴用URL、ID及びパスワードを他者へ漏らさないこと。
- (2) 他の者を代理で傍聴させないこと。
- (3) 他者が会議の映像や音声を視認又は聴取できる環境で傍聴しないこと。
- (4) 会議中はマイクと科をオフにし、チャット等の機能を使用しないこと。
- (5) 会議の録音、録画、スクリーンショットの撮影、写真撮影等を行わないこと。
ただし、委員会の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) その他会議の妨害となるような挙動をとらないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記2の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは退室していただく場合があります。

4 その他

- (1) 通信状況により、映像や音声途切れたり、一時停止したりする可能性があります。また、配信の続行ができなくなった場合、傍聴を中断する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 通信状況の不具合等により傍聴者に不利益が生じたとしても、委員会はその責を負いませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 会議の内容につきまして、委員会の決議により一部非公開とさせていただきます場合があります。